

第四十八回 参議院文教委員会會議録第十八号

昭和四十年五月十三日(木曜日)

午前十一時四分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

近藤 鶴代君

北畠 教真君

五月十二日

辞任

大野木 秀次郎君

館 哲二君

補欠選任

館 哲二君

大野木 秀次郎君

補欠選任

北畠 教真君

近藤 鶴代君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山下 春江君

久保 勘一君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小林 武君

委員

植木 光教君

近藤 鶴代君

笹森 順造君

中野 文門君

中上川 アキ君

野本 品吉君

柏原 ヤス君

國務大臣

文部 大臣

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省大学学術局長

愛知 揆一君

押谷 富三君

西田 剛君

杉江 清君

文部省管理局長 齋藤 正君
事務局側 常任委員会専門 渡辺 猛君

本日の会議に付した案件

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査(学徒援護会に関する件)

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、これより質疑に入り。

質疑のある方は順次御発言願います。

なお、政府側より愛知文部大臣、押谷政務次官、西田官房長、齋藤管理局長が出席いたしております。

○小林武君 文部大臣にちよつとお尋ねいたしますが、この前時間の都合がありましたので、時間の区切りのいいようにというわけで、資産の運用のことについて若干お尋ねをしておる。その尋ねたのはこういう項目であります。私学振興上必要と認められる貸付というものが、貸付の約半分を占めておるし、その貸付は、この種のあれだから適当だとも思ふけれども、ちょうど三年間くらい返済のあれがなかったというのですから、このままではいくとあまりに多くなるといふようなことにはならぬか。全体のバランスがくずれるといふか、運営上のいろいろな問題に支障はないのかという

ことを尋ねたわけでありまして、この資産運用について大体の原則というのはどういうことになつておりますか。たとえば短期運用のものとか、長期運用のもの、不動産はどのくらいとか。組合の貸付なんというのはわりあい大きな額にはなつておらないと思ひますが、特に目に立つのは私学振興会の貸付、私学振興会から補助も受けておるわけでありまして、そういう大体のあれで、三十七年、三十八年、三十九年と、三十九年は返済金というものはゼロになっておる。で、四十五、六億に現在なつておるのだが、そういう点についてはどういふことかというようにお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(齋藤正君) 長期経理の運用につきましては、これは御承知のように、将来にわたつて年金の受給者が出てきました場合に支障なく支出できるという長期的な見通しと、それから掛け金ないし補助金というものとを考へて五年ごとに再計算をするわけでありまして、そこで、資産につきましては、これは五分五厘以上の運用をするといふことで財源計算をいたしているわけでございます。それによりまして、掛け金率等もきまつてくるわけでございます。したがって、私学振興会の行なつております運用につきましても、全部五分五厘以上、先般お答えいたしましたように、利回りとしては七分以上の利回りに現在なつておるわけでございますが、そこで、私学振興会に対する貸付は、これは全体の比率をいたしましては二四〇程度であつて、そうして三十一一年からの振興会に対する貸付を行なつておりますが、その償還がない年次があるのは、これも先般お答えいたしましたように、二年据え置き五年償還でございます。その償還金として収入に入つてくるときがないといふことでございまして、全体の長期経理の資産の運用につきましては、財源計算において穴があくことのないように配慮しているわけでございます。

○小林武君 これはあれですか、大体の割合とい

うのはあるのですか、短期運用にはどのくらいとか、長期運用にはどのくらいとか、不動産にはどのくらいとか。

○政府委員(齋藤正君) 現在の比率につきましては、先ほどの私学振興会の貸付が二四〇、それから組合の行なう事業に対する貸付金が九・七〇、不動産が四・八〇、貸付信託もしくは有価証券が五・二〇、現金または短期の預貯金、金銭信託が六・五〇という割合になつております。

○小林武君 そうすると、これは三十八年度のやつを見たらんですけれども、一九六四年のこれを見ますと、この中に三十億七千二百万円私学振興に出しているのだが、三十八年度ということになると事実上は多いのじゃないですか、この表からいへば、というのは、三十七年、三十八年といふのは返済をしていないわけですから、三十億でいいんですか、これで。

○政府委員(齋藤正君) 三十九年の十二月三十一日現在の資産の運用の区分がございまして、教育の振興上必要と認められる貸付金といたしまして三十一億七千万となつております。

○小林武君 三十一一年から三十九年のやつが、若干、これはこの間の質問でわかつたけれども、十二億じゃなくても多い。そうすると、累計が五十七億で返済金が約十四億、そうすると、三十九年度においては四十二億九千六百万ということになつておるが、このあれは違ふといふことですね。これは三十九年九月現在のあれですね。この数字はひとつ、あとでよく調べてみます。

この前から申し上げましたように、この面で貸付をやるということは私はやはりいいと思うのです。これは私学振興のためにこの点はけっこうです。しかし、全体の運用の問題からいってやはりある程度のバランスがとれなければならぬし、それともう一つは、やはり返済金がないということ

が、将来こういう二年ごとということが守られればいいけれども、このぼくの表では三年連続ゼロなものですからね、これはだんだん私学も金が必要で、まあ片っぱうが補助団体でありますから、内輪同士のことで、だんだんルーズになるようなおそれはないかというのを若干心配して、そういう意味でお尋ねをしたわけです。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しましたように、二年据え置き五年で償還でございますが、この貸付条件は厳格に守ってまいるつもりでございます。

○小林武君 この組合員は、一体、現在正確な数は幾らになっておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 三十九年十月三十一日現在の組合員数が十二万八千八百七十四人でございます。

○小林武君 十二万八千幾らあるわけですが、その男女の比率というのはどういうことになりましたか。

○政府委員(齋藤正君) 十二万八千八百七十四の総数に対して、男子が六万三千五百四人、それから女子が六万五千三百七十八人でございますから、大ざっぱに言いますと半々ということになりました。

○小林武君 これは私立学校、いま私が言うのは、私立学校といつても各種学校を含めないのですかね。全体がもし入ったら、これは幾らになりますか。

○政府委員(齋藤正君) 実は適用除外校と申しておりますものが百十七校ございます。で、適用除外校の中には、長期、短期とも入っていないものが七十七校、それから短期のみ入っているものが二十一校、長期のみ入っているものが十九校ございます。で、その百十七校の教職員は二万五千五百五十八人でございます。ただ、私学の全体の数字と、このいまの加入校と適用除外校を足して、そうして現在の全私立学校の全教職員とのあれがびつたり合うかという問題になりますと、これは新設もございまして、若干、非常に小さいものに

ついてまだ落ちこぼれ等もあるかもしれませんが、厳密な意味で数字は合っていないかもしれないけれども、学校ごとに、これに加入しているものと適用を除外されているものの数字は、加入しているものが七千三百八十一校、適用除外校が百十七校というのが、三十九年十月三十一日現在の実数でございます。

○小林武君 別にその数がきちんと合わなくてもいいのですが、ただその人数というものが、やはりこの共済組合を運営していく上においてかなり大きな数になりますから、全部入ったら、大体、概数としてはどれくらいになるかということになると、そうたくさんにはならぬわけですね。それから各種学校というのはどの範囲まで入れているわけですか。

○政府委員(齋藤正君) 各種学校は法人立のもののみを入れることになっております。

○小林武君 法人立のものを入れます。——この各種学校というのはどのくらいのもが入っているのですか。

○政府委員(齋藤正君) 各種学校で入っておりますのが五百九十一校でございます。

○小林武君 いわゆる適用除外校の加入問題であります。これは衆議院でもいろいろ質問もあつて、私もその内容については若干聞いておりますけれども、加入しない原因ですが、この原因は、あらまし何か説明されたような気がするけれども、納得のいかぬところもあるんですよ、どうしても入らないのかということかね。聞くとところによると、入らないところは私学としてはわりあいに基礎のしっかりしたところで、むしろ私学教育の振興なんという立場から見たら、ある程度指導的な立場をとらなければならぬ学校に多いようにも聞いているのですが、これはどうなんでしょう。どうして原因になるものを取り除いて入れるかということが不可能なんですか、どうなんですかね。

○政府委員(齋藤正君) 適用除外校のうち、長期、短期とも私学共済に加入せず、健康保険ない

し厚生年金に加入しているものが比較的歴史のある大きな大学であるということは御指摘のとおりであります。この原因でございますが、やはり私学共済組合の制度の発足以前から、厚生年金、それに加うるに、あるものは学内の年金というようなものを持っている。あるいは健康保険につきまして掛け金の負担が必ずしも一律でなくて、必ずしも折半というところでなくて、その負担の割合が学校ごとによって異なっているというような事情がございまして、一両年の間、強制加入の問題を議論いたしました際にも、これらの関係の教職員の方々の中には、一種の期待権あるいは既得権というものについて受けるべき利益が減少するのではないかという懸念があらわれてございます。

それから、これをそれでは現在適用除外校になっているところが全部そうかと申しますと、必ずしもそうではございません。現在直ちにでも入りたいところもあるわけでございますけれども、それではそれはもういつまでも食いが可能かと申しますと、実は厚生年金の制度あるいは共済制度の関係で、自由に出たり入ったりということは、これはむしろ難しい問題でございます。政府部内でもそういうことは、これは意見が一致いたさないことでございます。で、これは意見が一致いたさないことでございます。で、この問題はなお学校法人ないし教職員の方々に御理解を願って、たてまえては、この強制加入の方向に努力をいたしたいと思っております。その間には学校自体でやっております特有のそれぞれの福祉事業でありまして、年金制度というものが、その私学共済に入ることでございまして、現在の事情は以上申したような次第でございます。

○小林武君 そんなんです。いまのお話したというところ、おもしろい組合員の問題点を持っているようなところがあるわけでございますけれども、やはり教職員の意見の中には、現在のままの私学共済にすぐ移るということについては、現在における学内の年金と厚生年金との足したのから見て期待権が薄れるのじゃないかという考え方があろうかと思ひます。

多少こうなるとか、こつちの面では利益になるとか、全体のあれから言ったらやはりこつちのほうがいいのではないかと、そういう結論は案外はつきり出る問題であるから、どうなんでしょう。組合員に納得させる、これをちょっと見ただけでも大体納得するような資料は示されているような気がするのですがね。それをいままでも何かもたしてあるというのはいくつかあるのか、何か聞くとところによると、私学出身の方々の中にも、やはりこのあれに入るといふとぐあいが悪いというふうなことを感じている人があろうかにも聞いているのですが、これは私学の学校側あるいは関係者というもののの中にそんなやうな問題点があるのですか。

○政府委員(齋藤正君) 学校側の意見として正式に出てまいるならば、やはり教職員の意見というものが分かれてくるに、そう簡単に経営法人側とかいふふうには出てくれないと思ひますけれども、大体言いますれば、これに踏み切ることには、ちゅうちょする意見というものは教職員側にある、多いというふうには考えていいと思ひます。これは先ほど申しましたように、なかなか簡単に数字で比較できないのでございまして、主要な適用除外校につきまして、主としていま長期の問題につきましても、厚生とそれから学内の年金等を計算してみても有利とか不利とかいふのは、その受けるべき年金の額というところ、それからそれに至るまでの掛け金のかけ方とか、いろいろな複雑な要素がございまして、こう一表になかなか示しにくいところがあるわけでございますけれども、やはり教職員の意見の中には、現在のままの私学共済にすぐ移るということについては、現在における学内の年金と厚生年金との足したのから見て期待権が薄れるのじゃないかという考え方があろうかと思ひます。

○小林武君 そうすると、こういうふうな理解してよろしいですね。適用除外校というのがまだや
はりあって、解決をしようとしてもなかなかできない
のは、主としてやはり教職員側にその原因が
ある、こう理解してよろしいですね。

○政府委員(齋藤正君) はい。

○小林武君 そうすると、学校側は教職員側が了
解してくれば大体一緒になれると、こういうふう
になるわけですね。

○政府委員(齋藤正君) 正確にそういうふうなそ
うだと言ふことは、いろいろの個々の話を伺って
いる感じでございますから、一切がそうだとここ
でお答えすることも行き過ぎかと思ひますけれど
も、やはり教職員——昨年この問題が政府提案を
すべきかどうかという点について論議になった
ときの事情から申しますれば、教職員の意見が多
かったということが正確だろうと思ひます。

○小林武君 まあ感じというのはね。感じならば
やはり私は踏み込んでいくべきだと思ひます。
その私立学校共済組合側も感じだけじゃまずい
で、感じでなくて、とことんの話ができないよう
で、感じでも、私はやはり適用除外校の問題を長い
間取りきめながらなかなか解決しないというところ
から考えると、ちよつと手ぬるいという感じが
するんですね。もつとやはり腹をさけ出して原因
をつかまなければならぬし、つかませてもらわ
なければならぬ。そうすると、何とはなしに教職
員側にあるという、こういう言い方はちよつと理
解がばくちかと思ひます。やはりもつと積極
的な働きかけというのが必要ではないかと思ひ
ます。ばくちは非常にこの問題についてよくわ
からない者の一人として考えることは、私立の学校
という点になると、数が大体限定されている。
いくらか大きいマンモス大学が知らぬが、教職員の
数からすれば知れている。たとえば公立学校の共
済組合なんかになってくると八十万くらいいるん
じゃないですか、職員。これだけの数を集める
ということは私は非常に有利であつて、その意味で
は私立学校の場合においては、何ば一生懸命集め

てみても二十万にもなるかならぬかという数、そ
ういう点ではいろいろな面で、運用上にも利益の
面でも明らかに劣るような結果になる。そういう
数のほうのあれから常々考えるんですけれども
ね。そういうことを考えると、どうしてばらばら
になつて一緒にならぬのだということが、学校側
としても、教職員の側としても踏み切れない理由
がはつきりしないのですが、やはり事実あるの
ですから、これはやはりこの法律案が早晩みんなに
討論されて通ることを機会に、やはりこれはもつ
と積極的なあれが必要じゃないかと思ひます。
それから、政府部内の問題点があるのかどうか
ですね。いまなお政府部内の問題があるのかどう
かという点ですね。

○政府委員(齋藤正君) 私立学校が全部私学共済
に入るといふことについては異論はございませ
ん。ただ、入りたいものが入つて、残りたいもの
が残るといふようなことになりますと、それはま
とまらないと思ひます。

○小林武君 何ですか、全部入れば問題はないと
いうわけですか。

○政府委員(齋藤正君) さようでございます。

○小林武君 それはどういふことになりますか。
全部入れば問題はないといふのはどういふわけ
ですか。これは厚生省の關係でしよう、厚生省で
全部入れば問題ないといふのはどういふこと
ですか。

○政府委員(齋藤正君) 私立学校共済組合が発足
いたしましたときに、一定の手続を経て入ら
ないものを認めたものが適用除外校でございま
す。そのときに、出発点を分けたという形にな
つておるわけでありま。で、法律を改正いたしま
して、私立学校の教職員が全部入るたてまえを
とるといふこと自体については政府部内に異論は
ございせん。ただ、適用除外校のうち、あるもの
は入り、あるものは厚生年金に残るといふこと
は話はずかしいといふことです。

○小林武君 そうしますといふと、やはり政府部
内のいろいろな問題の解決といふのは、早急にや

はり学校間の問題を解決するといふことが必要に
なるわけですね。そうすれば、もう一そう適用除
外校の問題は、かかつてやはり私立学校自体の問
題だといふことになりま。そうならば、一そ
う私はその点に重点を置いてやるべきだと思ひ
ます。ただ、いまの御説明だといふと、とにかく
損をするのではないかといふ懸念がある。それと
同時に、また提案されているいろいろな趣旨を見
ましても、やはり公立学校の共済組合のあれに一
歩でも近づきたいといふのがねらいだとすれば、
線に近づきたいといふのがねらいだとすれば、そ
の線を明らかにして、私は大いに宣伝するとい
うか、促進するような運動を、組合自体もそう
でありま。それから、それから文部省側としても、私立
学校振興という立場が表裏の關係をするわけであ
りますから、やはりやるべきだと思ひます。そ
ういふ点については、ひとつこれを機会にやはり強
力にやるべきだ、こう思ひます。そこで、お尋
ねいたしますが、一体、一歩でも近づきたい、た
とえば公立学校共済組合に近づきたいと、こう言
うと、おもに一体その問題になつているところは
どういふところですか。

○政府委員(齋藤正君) 改正の内容として……
○小林武君 内容でなく、あらゆる面から見
て、いまここに出している法律案に、こういうこと
と、こういうことはひとつ改めていただきたいとい
ふことだけは出ています。これは読んでいますから
わかりますが、たとえばいろいろな面から、公立学
校共済組合並みにするといふことになつたら、ど
の点とどの点は根本的にどうしてもやらなければ
ならぬといふことをやはりはつきりしにやいかね
わけですね。たとえば掛け金はどうか、ある
いは給付の問題ではどうか、貸付の面ではど
うなのか、福祉事業ではどうか、貸付の面ではど
うなのか、そういう点が、入る組合員のほうに
ばつと出れば、ばくちはちよつとよくなかしない
と思ひます。だれだつていいところに入りたい
にきまつていますから。だから、そういうの
の一番の問題点はどこなですか。だから、それを

今度の法律案の改正で全部やつてくれといふの
じゃないといふことはよくわかつていますから
ね。だから、その点をひとつ説明してもらいた
いのです。

○政府委員(齋藤正君) 長期給付の年金の立て方
につきましては、今回の改正で国公立の先生と同
じ水準になります。それから掛け金の問題でござ
います。長期のみについて申しますれば、この
改正によりましても、なお私学共済が不利だとい
うことはございせん。長期の掛け金につきま
しては、文部共済あるいは公立学校の共済等に比
まして現在も高くはございせん。それから長期
の給付につきましては、都道府県の補助という
他の共済組合にないものが千分の八程度ござい
ますから、実際の形式上の掛け金よりも、実際上
の法人ないしは組合員の負担は下がつております
から、その面だけ加えれば問題はございせんが、
ただ、適用除外校等の問題につきますれば、そ
ういふ特殊な事情で、さらに附加の給付がなせる
かどうかといふような点は一つあると思ひます。
それから短期の問題につきましては、これは公立
学校の共済のように、多い組合員を擁するところ
よりは掛け金率として高くなりがちでございま
す。また、給付の内容につきましても、公立学校の
共済でやつております法定以外の附加給付等に
つきましては、公立学校のほうが有利だといふ
点があるかと思ひます。で、こういう点につきま
しては、今後給付の内容の改善といふことにわれ
れとしては努力してまいらなければならぬと思
ひます。

○小林武君 長期給付についてはあれですか、退
職給付についても、廃業給付についても、遺族給
付についても、これは全く同じですか。
○政府委員(齋藤正君) 年金の計算の方法であ
りますと、あるいは年金の額の基準であります
と、今回の改正によりまして、同一の水準にな
るわけでございます。ただ、こまかくさらに申
しますれば、給付の体系が異なりますから、片方
は統一的な給付によつてそのものを基礎としてお

る。片一方は標準給与制度をとっており、その私学によりまして給与体系が異なることによつて、個々の人を考えたならば、まあいろいろな比較が行なわれるかもしれないけれども、たてまえとして同一水準の給付ということになると思ひます。

○小林武君 まあその標準給与の問題については、これは賃金そのものの問題から入らなきゃならぬことですから、このことは一番根本の問題だと思ひます。これはしかし、将来それを、それじゃ私学の場合にはどうやって考慮していくのか、あるいは配慮していくのかということになると、これはいろいろなやり方があると思ひますけれども、それはまたあとでやることにして、短期の場合に、いまお話を聞くと、この保健給付、休業給付、災害給付のうちで、ぐあいの悪いところはどれですか。

○政府委員(齋藤正君) 法定給付は、国家公務員の共済、地方公務員の共済と同様でございます。先ほど申しましたのは、公立学校等で付加給付として行なわれているようなものが私立学校共済組合で行なわれないものがある、こういうことでございまして、法定のものは同様でございます。

○小林武君 法定のものは全く同じと、そうですか。

○政府委員(齋藤正君) さようでございます。

○小林武君 そうしますと、あれですね、問題というのはわかりにくいに解決しやすい状況にあると判断していいですね。これはもう何となく、特に格段の相違がありまして、魅力を感じないというか、これに加入するの二の足を踏むというふうな、そういう大きなあはれはむしろないんじゃないですか。だから、これに対して宣伝をし、それから内容をよく説明すれば、必ずしも未加入者をほとんどの数に入れるということは不可能なことではないように思ひますが、これは間違ひありませんね。

○政府委員(齋藤正君) 給付の水準等につきましては、今回の改正によりましてすべて他の共済制

度と同様になるわけでございますので、その点では吸引力を増すということはないと思ひます。ただ個々の事情になれば、比較的大きいところで給与水準の高いところということが、まあわりあいに小さいものまで入れているところに入るわけでございますから、そういう面で考えれば個々の問題としての感じ方はいろいろあるだろうと思ひますけれども、給付水準としてはいままでよりは全体として高くなるわけでございます。

○小林武君 その点についてはこれで終わります。

○委員長(山下春江君) 他に御発言がなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

○委員長(山下春江君) 教育、文化及び学術に関する調査中、学徒援護会に関する件を議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。なお、政府側より愛知文部大臣、押谷文部政務次官、杉江大学学術局長、斎藤管理局長が出席いたしております。小林委員。

○小林武君 一、二点だけ大臣にちょっと質問いたしたいのですが、ちょうど大臣がこの間退席された後に問題になりましたので、若干その経緯を説明いたしますというところ、学徒援護会の新しい公館ができてこれに入居する者の選考をやっておる、こういうことでありますが、何かこの間の杉江局長のお話を承りますというところ、現在そこへ入っておるの四百何名かおられるそうでございますけれども、大体今度新しくできました寮にそれらのものを全部入れられるようなことになっておるやうであります。その場合、学生側の言う意見を聞いてみますというところ、とにかくいままで学徒援護会の学生会館の中に入っておった。だからわれわれをそのままそちらのほうに入れてもらえと考へるのはこれは当然じゃないか、そういう意向を昨日聞いておるのです。われわれはそう考へてゐるのがあるが、一休入れられないやうなことになっているのはどうも納得がいかぬ、こういうわけですか。その点私ももっともだと思ひます。

お、この問題についてこの間も話しましたが、これはかなり紛糾するおそれもあるしするから、文部省側も、それから学徒援護会側も十分学生と話し合つて、必要以上に摩擦を起こさぬほうがいいんじゃないかというほどの意見を述べたのであります。が、そういう角度からいっても、やはりこの学生側の意向というやつを十分聞いておく必要があると思ひます。聞いて、筋の立つたことについてはやっぱりこれを認めるということをやらなければ私はいかぬと思ひますが、そういう点では、きのうの学生の諸君の訪問を受けて聞いてみると、その点はどうも私はなるほどという感じがするのです。現在古いのがあつて、それを取りこわして新しいのができたとなると、それにいま入つてゐる者は新しいところに入れてもらえと考へるのは当然だと考へる。しかし、自分の都合で入りたくないというものはそれは別ですけれども、そう思ひ思ひますが、それをどうして制限をつけるというのか。必ずしもみんな入れるんじゃないのだというやうなことにする理由がはつきりわからないのですが、その点について、これは私は杉江局長は正しくお思ひにならぬかどうか聞きたい。

○国務大臣(愛知一君) すなおに考えました場合には、私は従来在館しておった人を原則的に優先させるというところは当然じゃないかと思ひます。私の承知しておりますところは、いままで在館しておつた者を優先的に扱うということに入寮の申し込みを取つて、そうして——しかしながら、移転反対その他の問題もだいたいあつたやうでございまして、その一定の申し込みの期限までに入寮を希望しなかつた人については、これはむしろ優先的な扱いをすることはできない。そういうふうなことが何かこうござつたやうな印象を世間に与えているんじゃないか。こまかい点まで私承知いたしておりますけれども、大体いままで私もこの問題については相当の関心を持っておりまして、いままで理解しておりますところではそういうことであると承知いたして

おります。

○小林武君 すなおに考へるといふお話ですが、当然、教育上の問題になりますから、すなおに考へてもならなければならぬと思ひます。私が入寮申し込みを受けたものは全部入れるというやうなところかと質問しましたら、これは全部入れるとは限らないのだ。それからいまお話がございまして、反対運動だとか何とか、いろいろいままでいざこざがございまして、それからその者についてさらに選別して、当事者のお氣に召さないやうな者については入寮を拒否されるというやうな、こ

ういう考へ方が学生諸君の中に非常に根強いのです。これは非常に根強い。君らあまり勉強しないであつたから入られられないのではないかと

というやうな失敬なことを聞いてみた。そうしたらその学生の諸君は、代表二人来ておりましたが、冗談じゃない、ばくちこそ一生懸命アルバイトやつてまで勉強するものだと思ひつゝ、受付を受けて入つた者の中になつて相当な、長い間から学生が悪いというのではないけれども、八年間も学校に通つてゐる人もいふやうな話も出ました。私はどういふあれで一体それが選定されてゐるかという疑問も起るわけですが、すなおに考へればという、かりにすなおに考へられない理由というものは一体どこにあるか。すなおに考へてやるべきでは私はないかと思ひます。すなおに原則を立ててすなおにものを考へてやつて、そしてその上で起るいろいろな問題については、ひとつその事態で処理したいやうにないかと思ひますが、一体問題点はどこにあるのか。あんまり大臣は御存じがないやうだから、杉江さん

は一体どういふことなのか、その点明らかにしてもらひたい。

○政府委員(杉江清君) 先向も申し上げましたやうに、現在在館しておる者をできるだけ多く収容したい、こういうことでしばしば合して、希望する者については、一月末までに申し込んでくれといふことで進めたわけでございます。ただ、そのと

きに新館に移ることに反対する、あるいは新館における規則そのものに反対であるとかいうことで、その希望者が少なかつたのであります。そこに至りますまでは、いままでできるだけ円満に移転をしたいということでもかなり努力をされたのでありますけれども、結果においては希望者は少なかつた。しかし、援護会としては、なおその後いろいろできるだけの者が円満に移るようという努力をされたのでございます。しかし、現在に至るまでもまだかなり多くの者がその入寮希望の手続をしておらないわけでありまして、そこで、現段階におきましては、特に新規応募者と区別して在館者に特別な阻止する理由が前と比べれば薄くなったということではできると思いますが、ことに新館に入る者については、やはり原則的には新しく制定された学生会館管理規程、これを承認し、この選定方針に基づいてやはり選考するという立場を当然とるわけでございます。そういうふうなことから、新しく希望する者についても、これはいろいろな選考をいたすわけでありまして、これはすべてを入れるということでは部屋の関係でできない。現段階においても、なお現在に在館している者については、できるだけこれを収容しようという気持ちには変わりないのでありますけれども、しかし、それじゃその管理規程に反対しておるといふような者までもすべてこれを入れるということでは、これはできないことだろうと思ひます。そういう点で、現段階において希望すればすべての者を必ず入れるということとは、やはり館の立場として必ずしも取り得ないことではないか。その辺、それじゃどの程度にするかということについては、これは具体的な判断になつてまいらると思ひます。

○小林武君 それじゃ具体的にお尋ねしますが、何か管理上の規則にいままで一度でも反対の態度を表明したり、反対運動をやった者はいけないということですか。

○政府委員(杉江清君) そういうことではございません。それはその程度によります。

○小林武君 その程度というのはどういうことですか。ぼくはいまここでことばじりのやりとりをやりたいのです。反対運動、皆に選ばれて、たとえば役員か何かになります。お前が代表になれといつて代表になつた者、そういうような者はだめだということですか、程度というものは、たとえば役員の代表に選ばれた者はぐあいが悪い、そういうことですか。

○政府委員(杉江清君) その辺はやはり個々具体的な場合に即して総合的に判断されるべきことだと思ひます。基本的な考え方は、できるだけ多くの者が円満に移ることを館としても希望し、いろいろと努力されてきたわけでありまして、それにもかかわらず現在まで手続をしておらない。そういう事態の上に立つて諸般の事情を総合的に判断してきめられるべきものだと思います。

○小林武君 選考の基準は、まずひとつわかつたことは、管理規則に反対した者はぐあいが悪いということ、それからあととところはなないわけですか。管理規則に反対したような者、これはとにかく程度によつて考慮されることになりすね。入れないということの対象になるでしょう。そのほかどういう者ですか。

○政府委員(杉江清君) 管理規則には選考の方針も書いておりますし、それからまた退館の規定も明らかにされてあるわけでありまして、こういうふうな条項からみて、全く不適当であるといふのは、やはり考え方の上からいって、その者までも入れるという考え方にはならない。しかし、それは個々具体的な判断において、やはり若い者ですら、一時のあやまちもあるでしょうし、いままでのことも今後改めるといふような見通しのある者については、できるだけその点をあたたかい気持ちでくんでやつて、入れるべきだと思ひます。ただ、その点において、いままでのいろいろな点を考慮し、また、現在の事情を考慮して、すべての者を入れるかということになれば、やはりその辺はいろいろ判断の余地があるということを申し上げておきます。

○小林武君 選考の基準を言っているのです。基準は、一つはわかりました。それからあとがわからないのです。私は書類を持っていないから、書類のことはよくわかりませんけれども、たとえばこういうことをあなたの方でやっているという話ですが、ほんとうですか。たとえばある大学、前は法政大学という名前があつておりましたが、法政大学の学生はだめだ、これは入れないという、あそこはどうか教授もみんな何だかぐあいが悪いのか何だかわかりませんけれども、そういう法政大学という名前をあげてやつたというところなんです。法政大学とか某大学とか名前をあげて、具体的に例をあげて、そういうところの学生はここに入れられない、こういうことはあります。

○政府委員(杉江清君) 私はそういうことは無いと思ひます。聞いてもありません。

○小林武君 そういう事実があるとすれば不当です。

○政府委員(杉江清君) それはやはり一般的にある大学の者を全部個々の事情を考えずにシャット・アウトするということは適当でないと考えます。

○小林武君 いずれ私は手続をとつて、言つたか言わぬか、そういうことについては明らかにするようにしたいと思ひます。それは騒ぎを大きくするといふような意味ではなくて、もつとやはり根本的にこの問題を解決する姿勢をつくらなければいかぬと思ひます。あなたのおっしゃることの中、肯定していいこともあるのです。それはもう何ば学術援護会といつても、入っている人がみんな迷惑するやうなことをやる者は入れられないといふやうなことは、私はそれはあると思ひます。しかし、そんな完べき人間でもなし、あなたのおっしゃるとおり、若い者でもあるから、やはりある程度、自分の子供を育てるやうな気持ちで、ある程度あたたいがあれがなければ、それはもう修身の教科書に出てくるやうなことを若い者に期待することは無理です。おとなのわれわれで

も、あまりよくないことをやつていないのでありますから、その点は私もあたたかい気持ちを持つていなければならぬと思ひます。それはやはりそういう配慮を常に忘れないで、この点についてはやらなければならぬと思ひます。いまのような問題、私もちよつと、何々の学校は入れない、この学校は思想的に傾向が悪い、そういうやうなことを言つたことを、事実を確かめなければいけないと思ひますけれども、あなたの方にはないというところは明らかにしましたからけっこうだと思ひます。

それからこの際にもう一つお尋ねしておきたいのですが、この種の統一、館の規則ですか、管理規則というのですか、この問題で、全国的にやはり問題があるでしょう。何か静岡大学の問題もこれに関連してあるように考えますし、東京の学芸大学なんかにも何か起こつたやうだし、それから一橋それから工業大学だとか、そういう国立の大学でも相当起きておるやうに思ひますが、そういうところから起つておる、あつちこちから起つておる、これはやはり拡大する傾向にあるやうに思ひます。みんな教育の問題としてやはり若い者は注目しているのです。これはどういふ点に問題があるのですか。私はその規則はちよつと見たのです。私はきのう学生の諸君に、この中に書いてあることをみんな悪いと言ふのはおかしいぞと言つたのです。この中に書いてあることをみんなおかしいというなら君らもどうかして。しかし、私の氣にくわなことが一つこの中にあるということばよく話したのです。その一つあるということは一カ条あるといふことじゃないのです。それは何かというところ、この中で一番問題にしなければならぬことは、学生は、少なくとも大学生ですら紳士です。私はみんなりっぱなおとなとして扱わなければならぬと思ひます。ここにも、昔高等学校の寮の中で生活された方もたくさんいらつしやうと私は思ひますが、そういう青春時代を顧み、いろいろ楽しい思い出をお持ちの方が、いまの学生のことを考えてやつた場合に、私はあの規

則の中にあまり賛成されないかと思うのです、規則を見て。それは何かといったら、学生がやはり寮を自治的に運営していく、運営について学生が非常に学生らしい考え方である、自分の最も何かいい思いになるような寮をつくらうというそういうあれがあの中には出てこないような仕組になっていく。どうも陸軍幼年学校が陸軍士官学校、あれのような傾向があつて、これは問題点だとは思う。全部が悪いとは思はれない、あの中にあることが、ぼくはそう思ったのだけれども、全国にいろいろな問題が起こったのだから、共通の問題として一体どういう点が問題になっておるか聞きたいのです。

○政府委員(杉江清君) まず、学徒援護会の会館の管理規程とそれから大学の寮の管理運営の規則とは一応別でございまして。基本的な考え方は似ておる点が多いのでありますけれども、一応、性格も異なりまして別であります。そこで、いまの御質問の点は、大学の寮の管理運営についてのお話でございまして。この規則については、これはまだ私も一つの事務的な試案としていろいろ大学の学生部の方々と御相談している案でございまして。しかし、この案については、いまだで学務厚生審議会等のいろいろなお考えを基礎にして事務的に一つの案をつくって、各大学で規則をつくられるときの参考にしていただいておりますけれども、さういふ案が、この表現等について適切でないものは今後改めていきたい。また、いろいろな御意見を伺ひして、やはり改めるべきものは改めていきたい、かように考えております。そこで、それじやいふところと問題が起つておるその問題点は何かということでありまして、やはり基本的には、ここで寮は大学の教育施設なんだ、人間形成の場として大学がこれを経営しているのだ、その管理の主体は大学なんだ、そういう基本的な立場からやはりこの寮を運営していただく。もちろん学生に自治能力を育成させるということは教育の全面を通じて当然配慮しなければならぬことであるから、そういう学内の運営について学

生がやることはもちろん認めるわけであります。ただ、管理の主体は大学にあるのだ。だから重要なことの最終的な決定はこれは大学が責任を持たなければならぬ、そういう筋をやはり通すことが適当である、こういうふうな考えております。その点がやはり反対の最も重要な点になっておると思ひます。その表現等については私はいろいろ考えるべき点もあると思ひますけれども、しかし、学校が経営しておる、そういう施設の最終的な責任がどこにあるかわからないような、そういう寮のあり方はやはり反省しなければならぬ、というところが現在の寮一般の状況から見えて言えるだろうと思ひます。

それからもう一点、具体的な問題として起つておりますのは、いわゆる経費の負担区分の問題であります。経費の負担区分としまして、たとえば、ガス、水道、電気料等について、これは個々の生徒に直接かかっている部分のそういう共通経費は学生に負担していただく、それから、しかし、そうでない、たとえば共通の、個々に直接かからないと思はれるそういういわば共通経費ですね、そういったものはやはり大学が負担する、こういうたてまえをとつておるわけでありますけれども、そういう点々が具体的な問題として問題になっておるわけでありまして。

○小林武君 時間もきまして、またいづれこの問題ではあります、私はいまの答弁の中に問題があると思ひます、やはりあなたたちのねらつていらつしやることは、話を聞いてみると全部わからぬことではないのです。それは学校の一つの教育施設を、どう考えても責任はどこにあるかといふたら、あすこの中に起つたこと、たとえば大学なら学長が責任を起つたこと、これは知らぬといふことは言えないわけでしょう。教育に携はる者は無責任なことを言えないことはそれは当然のことです。それをその中において、ほんとうに大学という場所を大学の学生の年齢関係とかいろいろな点から考えて、一体どういふふう

の中に出不いのです。これはあなたの方で刷つて各委員側に出してもらいたいと思ひます。この問題が出る、そのようにした検討の資にしたいと思ひます。そうしなければ、あなたのほうでは口では学内の自治とか何とかおっしゃるけれども、一体、学生が発言する、ということがあの中に出てくるか、あまり出ていないでしょう。それはひとつ今度具体的に討論いたしましょう。

それからもう一つは、経費の問題ですが、ふろしんを上げておる、あれは騒ぐのですが、大学の学生が一銭も納めていない、これはいいですね。寮費はたしか百円納めておつた、それを三百円にするとかいふのでしよう。そうすれば、これは大学の学生が騒ぐのはあたりまえです。ある程度まで上げないといふことはいかにしても、一体この程度でどうだといふようなことは納得づくでやらないでいかにぬのです。ふろしが上つてもあのくらの騒ぎになつたじやないですか。とうふの問題から何の問題から奥さん連中がきりぎり柳眉をしか立てておこるくらの問題になるわけですね。学生にしてみれば、もっと深刻な問題かもしれない、その点についてもっと親切な配慮というものが必要じゃないかと思ひます。そういう点について反対するからが、あいが悪いといふようなやり方が、どうもあなたたちの場合には多過ぎると思ひます。

それからもう一つ、学徒援護会の問題について、その成り立ちからある程度考えなければならぬと思ひます。一体、学徒援護会のいまの状況、あれについてはだれの力であつたかといふと、学生の力が非常に大きいことはあれの沿革をみてみればわかることです。彼らの中には、学徒援護会のいろいろなものについてはおれたちに発言権があるといふ考え方があつたのは当然だと思ひます。もちろんそれはいつまでも持ち続けていけるような状況にあるかといふと、状況の変化は認めなければいけません。新しいものが新しいといふところに建つたように、一つの変更があることはそれは私は認めないとは思ひます。その点

は学生にもはつきり言つておる。しかし、そういういろいろな過去の成り立ちから考えて、あそこにいる学生が入れられるか入れないかはつきりわからぬ。あなた出さない出さないといふけれども、みんなの気持ちの中に何があるかといふたら、われわれがどうしても受け付けてくれないと思つてゐるんですよ。とにかくそういうやり方は疑心暗鬼がある。そして何人かは必ずはずれてしまふ。ところが、あなたももう御存じのように、あそこに入っているのは、大学の学生からいへば、アルバイトの一番強固の方です。七割に入る方ですよ。そういういわゆるほんとうに親の仕送りも全然もらえないような人が入つておるとすれば、これは生活協同組合の問題はどうなるかと、あるいは金の問題等について、そんなに簡単にはい、はいと言つて賛成できない事情もある、そういう点を私はいろいろ配慮してやるべきだと思ふ。これはひとつ文部大臣にお願いしたいのですけれども、この問題で私たちも、いろいろ学生の諸君がくるものだから、突っ放してほつたらかして置くわけにもいけません、きやうも、これから意見を聞くわけですから、なるだけ私は変な言ひを起さないようにして、あるいは警察を呼んだとか、あそこ人間が監視のプラ箱にぶち込まれたといふようなことを起さないで、やはり気持ちよくいくように、そういうやり方に持つて行くようにしてもらいたいと思ふ。だから、文部大臣にお願いしたいのは、学徒援護会の当事者も、それから文部省も、ひとつそういう面ではこの際思い切つて、若者のことだからという気持ちで、もっと親切なあたためたい気持ちで話し合ひをしていくといふようなやり方にしたいと思ふんです。ばくちもやつぱり甘いとばかり言つてはいけません、そういうことではやはり常識的なことを常識的に理解してもらつてやるといふふうには、ばくちの中へ入つたらやはりそういう態度でいかなければいけないと思つていますが、責任は十分感じております。そういう点でひとつ、今後急に二日や三日でこれがすばつと

この法律は、公布の日から施行する。

解決するということは私もとても自信もない。しかし、ほっといて、先ほど言ったような事態を引き起こすということはわれわれも避けなければならぬと思いますから、どうぞひとつ文部大臣も関心をお持ちいただいて、解決についてはひとつ大きな援助を与えてもらいたいということを希望いたします、これで終わります。

○委員長(山下春江君) 他に御発言がなければ、本件に関する質疑は本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(栄養士及び給食作業員)

第四条の二 学校給食を実施する盲学校、聾学校及び養護学校の設置者は、当該学校に栄養士を置くものとし、当該学校の幼児又は生徒の数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)に二を加えた数を標準として、当該学校に給食作業員(調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。)を置くものとする。

附 則

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局